

第4章 施策の大綱

1 すべての人がいきいき輝くまちづくり

憲法は、すべての人が基本的人権を有すること、すべての人が個人として尊重されること、また人種や信条、性別、社会的身分などによって差別されないことなどを定めています。「健康で文化的な生活を営む権利」「教育を受ける権利」などを保障し、「法の下での平等」を実現させるため諸施策の充実を図るとともに、人権感覚を育み、市民一人ひとりがお互いの存在を認め合い、それぞれの個性や価値観を大切に、個性豊かに生活できる社会の実現をめざします。

一方、国際連合憲章に基づいた国際的な取組にもかかわらず、世界各地で紛争が続いており、そこでは多くの人の命が失われています。戦争は最大の人権侵害であり、平和なくしては人権を尊重する社会の実現はありません。「非核平和都市宣言」の精神に基づき、人類共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

(1) 非核、平和のまちづくり

世界平和を作り上げるために、平和の尊さを次世代の人たちに語り継ぎ、戦争の悲惨さを風化させないよう啓発事業に持続的に取り組む必要があります。

「非核平和都市宣言」に基づき、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向け、世界的な視野に立ち情報を発信するとともに、市民と連携し身近な地域からの積極的な取組を進めます。

(2) 人権を尊重するまちづくり

「人権の世紀」と言われながら、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人などをめぐり未だに人権が侵害される事態が続いています。市民の基本的人権が保障され、多様な価値観を認め合うことができるように、吹田市人権尊重の社会をめざす条例に基づき人権を尊重する視点での教育や啓発活動をはじめ、様々な人権課題に応じた総合的な施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置づけています。しかし女性に対する人権侵害、雇用の場における男女の差別的な取扱い、性別による固定的な役割分担意識を反映した慣行などが、今なお様々な分野で根強く残っています。男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野に参画し、その能力や個性を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、吹田市男女共同参画推進条例に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

2 市民自治が育む自立のまちづくり

地方分権の進展に伴い、地方自治体は今まで以上に地域の特性を生かした主体的なまちづくりに取り組んでいく必要性が高まっています。そしてそのことは同時に、現在本市が抱えている様々な課題を解決し、吹田の「まち」を次世代に誇ることができるものとして発展させ、伝えていくことを必要としています。

そのためには、市民の意思を市政に反映させる仕組みや、市民自らが地域のまちづくりに積極的に参画できる仕組みを整えることが必要となっています。

地域では、一人暮らしの増加や近隣関係の希薄化が進み、コミュニティの形成に影響を与えていますが、福祉や人権、子育てや環境など日常生活に密接に関わる分野では、ボランティアやNPOなどによる新たな取組も幅広く進められています。

こうした中、市民自治の確立に向けて、市民の自主的な活動を積極的に支援し豊かなコミュニティの形成を促進するとともに、市政への市民参画を進め、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりをめざします。

(1) 多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり

市民の自主的な活動が様々な分野で行われていますが、それらの活動がコミュニティの形成に寄与するよう、情報提供に努めるとともに、地域に配置された施設が効果的に利用されるよう施設間のネットワーク化を促進します。

さらに、市民の自主性を尊重し、まちの主体者として市民自らが住む地域を住みやすくするための取組を積極的に支援するなどコミュニティの充実に視点を置いた日常生活圏でのきめ細かな施策の展開をめざします。

(2) 情報の共有化を進めるまちづくり

市民生活の向上やコミュニティの振興を図るとともに、まちづくりを市民とともに進めるために、市民への情報提供に積極的に取り組んでいきます。

また、市民の市政への積極的な参画を進めるため、必要な情報を必要なときに効果的に提供していくことが必要であり、個人情報保護を適正に行い、情報化の進展に対応した多様な媒体による情報公開を進めます。

(3) 市民参画によるまちづくり

市民が主体のまちづくりを実現させるためには、市民の市政への参画が不可欠です。多様な行政課題に有効に対応し、市民による行政施策の選択と合意形成を進めるために、政策の企画立案から評価に至るまでの各段階において市民参画を進めます。また、誰もが参画できる環境を整備するとともに、効果的な参画の仕組みを築き、多様な市民の意見やエネルギーを生かした市民が主体のまちづくりに取り組みます。

3 健康で安心して暮らせるまちづくり

少子・高齢化の進行、家族構成の変化、近隣関係の希薄化や経済の低成長などの社会状況の変化は、これまでの市民の暮らしに大きな影響を与えています。基本的な人権を保障し、すべての市民が健康で安心して暮らすことのできる条件を整えることが求められています。

誰もが住みなれた地域で可能な限り自立して暮らすことができるよう、乳幼児期から高齢期にわたる暮らしを支える福祉、保健、医療施策を総合的に推進するとともに、行政と市民、事業者の協働による福祉のまちづくりをめざします。

(1) すべての子どもが健やかに育つまちづくり

次代を担う子どもが健やかに育つことはすべての人の共通した願いです。しかし子どもを支える家庭や地域の環境は大きく変化し、子育ての不安感や負担感が増大する中で、社会全体で子育てを支援する基盤の整備が必要となっています。中でも、

仕事と子育ての両立支援施策の充実や男女が共に参画する子育ての促進などは、女性の自らの生き方の選択を可能とすることにもなり、その早急な対応が求められています。

子どもたちの権利を尊重し、子どもたちの育ちに最善の環境を整えるために、施策の総合的な推進を図るとともに、関係機関が連携し、子育て支援のネットワークづくりを進め、安心して子どもを生み育てることができるよう取り組んでいきます。

(2) 高齢者や障害者の暮らしを支えるまちづくり

高齢者や障害者が、社会の一員として可能な限り自立して心豊かな生活を送ることができるよう、ノーマライゼーションの理念の普及を図るとともに、福祉、保健、医療をはじめ就労支援、まちのバリアフリー化などの施策を総合的に展開します。また、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の担い手となる人づくりを進め、そのネットワーク化を図ります。さらに、高齢者に対しては、その豊かな経験と能力を活用できるよう生きがいづくりを支援するとともに、障害者に対しては、一人ひとりの障害や発達に応じたきめ細かな施策の充実に努めます。

(3) 生活を支える社会保障の充実

雇用環境の悪化に伴い失業率が増加するなど、市民生活を取り巻く経済環境は悪化しており、最低限の生活を保障する公的な役割はますます重要となっています。こうした中、経済的な困窮者に対し、生活の保障と自立への支援に努めます。

さらに、市民の生活保障機能を持つ国民年金や国民健康保険等の社会保障制度については、国に充実を要請するとともに、市が支援に努め市民生活の安定をめざします。

(4) 健康な暮らしを支えるまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることはすべての市民の願いです。「健康づくり都市宣言」に基づき、地域の関係機関や関係団体と連携を深め、疾病予防や疾病、障害の早期発見、健康管理、健康教育などの取組を進めます。

さらに、救急医療体制の整備に努めるとともに、市内の医療機関との連携を深め地域医療体制の整備に努めます。

4 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり

都市化の進行は、地域における人と人とのつながりの希薄化や核家族化などを招き、地域や家庭で育児・教育する機能を低下させています。また、ゆとりや生きがい、健康の増進を求める市民意識の高まりや科学技術の高度化、国際化の進行などに伴い、文化や芸術、スポーツに親しむとともに、知識や技術を高める機会の充実が求められています。

子どもたちが地域の中で健やかにそして人間として豊かな感性と想像力を育みながら、自立した個人へと生涯を通じて成長していくことができるように、また、市民が生涯にわたって学習や文化、芸術、スポーツに親しみ、様々な人とふれあい交流する中で、個性を磨き充実した毎日を過ごせるように、豊かな文化が創造されるまちづくりをめざします。

(1) 個性を生かし豊かな心を育てるまちづくり

これからの時代を担う子どもたちが、自分を大切に、個性豊かにのびのびと育つことができるよう幼児期からの教育の充実に努めます。

また、自ら学び、考え、解決する力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を養い、主体的かつ創造的に生きていく力を身につけることができるよう、学校教育の充実を図ります。

さらに、子どもたちが未来に希望を持ち社会の一員として主体的に社会参加ができるよう、青少年育成事業の総合的な推進を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して地域ぐるみで青少年育成に取り組むことができるよう、地域の自主的な活動を支援していきます。

(2) 生涯にわたり楽しく学べるまちづくり

市民一人ひとりが自らの能力や個性を磨き発揮するとともに、時代の変化に対応できるよう知識や技術を高めることが求められています。また、市民参画のまちづくりを進める上でも、身近な地域社会に対する関心に応えることができる学習機会の提供が必要となります。誰もが生涯にわたり自主的に学び、その成果を生かすことができるよう、学習活動の場や機会を充実するとともに、生涯学習の推進に向け

た体制の整備に努めます。

(3) スポーツに親しめるまちづくり

市民一人ひとりの生きがいや健康増進に対する意識が高まる中で、スポーツの振興が求められています。誰もが年齢や体力に応じて気軽にスポーツ活動に参加し、生涯にわたって健康でいきいきと暮らしていけるように、またスポーツを通じて多くの人々と交流することで豊かなコミュニティの形成が図られるように、既存施設の活用を含む幅広い施策の中で取組を進めます。

(4) 文化に親しめるまちづくり

人々の関心が精神的・文化的な価値が高いものへと変化している時代にあっては、日々の暮らしの中でゆとりややすらぎ、楽しみを感じることができるような豊かな文化を育むことが求められます。

市民の地域への愛着が育まれるよう、地域の習慣・伝統行事や歴史・文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、これらに市民が接し学ぶ機会の充実に努めます。また、市民が身近に芸術・文化活動に親しめる機会の充実に努めるなど、市民文化の振興に向けた取組を市民と行政の協働の下で積極的に進めます。さらに、国際化が進展する中で、国際感覚を養うとともに、異なる文化や価値観を互いに理解し認め合う土壌を培うことができるよう、国際交流の推進に努めます。

5 環境を守り育てる魅力的で安全なまちづくり

環境問題に対する様々な取組を通じて、身近な生活の中の環境問題から地球規模の環境問題へと市民の意識は広がり、高まりを見せています。恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐためには、自然と共存・調和する快適な生活環境の確保をめざすための取組や、資源やエネルギーを大切にする循環型社会の形成に向けた取組を一層進めることが必要となっています。

そのためには、市民一人ひとりの生活様式を見直すとともに、企業活動のあり方を見直し転換を図る必要があります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担を明確にしながらか協働し、環境を守り育てる持続可能なまちづくりをめざします。

一方、本市は住宅都市として発展してきましたが、商業業務機能の集積も進み、複合機能を持つ都市として変化してきました。快適な市民生活を支えるためには、産業の活性化を促す都市基盤の整備やまちの再生を適切に行う必要があります。そのために、まちづくりへの市民参画を進め、安全性や利便性とともに環境への取組を視野に置いた魅力的なまちづくりをめざします。

未曾有の大被害をもたらした阪神・淡路大震災は、「地域の安全は地域で守る」という意識を抱くことの重要性を私たちに教えてくれました。近年相次ぐ身近な場所での犯罪への対応も含め、防災や防犯に関する取組の強化を図りながら、安全なまちづくりをめざします。

(1) 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

工場・事業場での事業活動に伴う公害については改善が進みましたが、自動車交通に起因する大気汚染、騒音等は依然として改善が進んでいない状況にあります。一方、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質による環境への影響も懸念されています。自動車公害の防止に向けた施策の充実や、有害化学物質などによる環境汚染の未然防止に取り組むなど、身近な生活環境をめぐる問題に適切に対応しながら、市民の健康が守られる住みよいまちづくりをめざします。

(2) 自然と共生するまちづくり

自然は、生態系の維持をはじめ水や大気の循環や浄化など様々な機能を有す

るとともに、私たちの心を癒し、やすらぎを与えてくれます。市街化が進んだ本市においては、身近な自然が失われつつありますが、人間が多様な生物とともに生態系を構成する一員であることを認識し、みどりや水辺など市内に残る貴重な自然環境の保全と回復に努め、自然と共生するまちづくりをめざします。

(3) 循環を基調とするまちづくり

21世紀に人類が取り組むべき課題とされる地球温暖化をはじめとした地球規模の環境問題の解決を図るためには、身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるという認識に立って、すべての人が積極的に取り組む必要があります。市民、事業者、行政などあらゆる主体が協働し、廃棄物の減量・リサイクルや省資源・省エネルギーなど地球環境の保全に貢献できる取組を進め、環境への負荷の低減に向けた循環を基調とするまちづくりをめざします。

(4) 暮らしや都市活動を支える基盤づくり

快適な暮らしや活力ある産業を支える基盤づくりとして、道路、公園、上下水道などの都市施設の整備と充実は不可欠です。地域ごとの特性を踏まえながら、市民と行政の協働の下で、良好なまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

また、都市基盤の整備や維持管理においては、施設機能の向上に加えて、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点を持つとともに、環境面からも自然環境との調和を積極的に図りながら取り組んでいきます。

(5) 良好な住宅・住環境づくり

公的住宅については、家族構成の変化や高齢化、そして生活様式の多様化など新たな市民ニーズに対応した取組が求められており、既存施設の有効活用を含む総合的な対策により、良好な住宅の確保に努めます。

また、千里ニュータウンをはじめとする既存住宅の建替えや新たな開発による住宅建設においては、計画の規制や誘導などにより、残された貴重な緑の保全や周辺空間と調和した景観づくりなどに努め、良好な住環境づくりをめざします。

(6) 安全なまちづくり

災害に強い安全なまちづくりを進めていくため、都市基盤の整備における防災機能の強化・充実と密集市街地の環境改善などを図ることにより防災性を高めるとともに、防災や防犯について、関係機関との連携を強化しながら、地域コミュニティづくりの取組を進めます。

非常時における対策のためには、日常からの防災に対する市民意識を高めることが重要であり、総合的な災害体制の機能充実と近隣都市との協力体制を整えることで安全で安心して暮らせるよう様々な取組を進めます。

6 活力あふれにぎわいのあるまちづくり

本市は、大阪都市圏の住宅都市として発展を続けてきましたが、大阪都心部への立地のよさなどから、卸売業やサービス業を中心とした商業業務機能の集積が進んできました。

また一方では、長引く不況や周辺都市での大型店の進出など地域経済をめぐる状況は厳しく、事業所の開業や廃業の比率も大きくなっています。

産業は、市民の就労や所得、さらには市税収入を生み出す経済基盤であるとともに、高齢化が進む今日、消費の利便性とも関わりまちづくりにも大きく影響を与えるものです。

新しい産業の創造や地域と調和した産業の振興を図ることにより、地域の活性化をめざし、安定した市民生活の実現に努めます。

(1) 地域の特性を生かした産業の振興

産業の振興にあたっては、市内の大学や学術研究機関の集積を生かし、企業と消費者の交流などにより新たなニーズに対応した産業の振興や起業支援を図ります。また、本市の立地条件のよさが販路拡大の魅力として生かされるよう、事業所間の交流や連携を深め、産業振興に結び付けていきます。

また、高齢化に伴い地域生活に密着した商店街づくりへのニーズも今後一層高まることが予測されることから、商店街が地域の生活拠点として位置付くよう商業者などの自主的な取組を支援していきます。

農業については、生産機能を評価するだけでなく、農地を農業体験の場や都市部に残された緑の貴重な空間として位置付け、多面的な機能を考慮した振興を図っていきます。

(2) 就労を支援する環境づくり

安定した生活を送るためには、働く意欲のあるすべての人が能力や個性に応じて働くことができる就労環境の整備を図ることが必要であり、関係機関との連携を強化し、情報の提供や相談機能の充実などによる就労支援を図るとともに、勤労

者の福祉向上をめざした取組を進めます。

(3) 消費生活を支える環境づくり

消費者を取り巻く環境は、大きく変化し、消費行動も多様化、個性化してきています。消費者の安全を守り、被害の防止と救済に努めるために、消費者の視点に立った情報提供を行うとともに、環境問題や情報化など広範な社会問題に対応した総合的な啓発を行うなど、消費者の権利を確立する幅広い取組を推進します。